

奈良県決定

吉野三町都市計画道路の変更について
(吉野下市線の変更)

次の付議案を提出する。

平成23年 7月28日

奈良県都市計画審議会会長

都計第10号の1
平成23年 7月21日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

吉野三町都市計画道路の変更について
(吉野下市線の変更)

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

吉野三町都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中 3・5・1号吉野下市線を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|------|--------|--------------------|--|---|--|----------|------|------|------------------|-------------------------------|----|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線街路 | 3・5・1 | よしのしもいちせん 吉野下市線 | よしのちよう 吉野町 おおあざ 大字 かはらや 河原屋 | しもいちちよう 下市町 おおあざ 大字 あたらずみ 新住 | よしのちよう 吉野町 おおあざ 大字 いいがい 飯貝、 たんじ 丹治、 さそ 左曾、 しもいちちよう 下市町 おおあざあちが 大字阿知賀、 しもいち 下市 | 約 9,860m | 地表式 | 2車線 | 12m (7.5~15m) | 近鉄吉野線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所 | |
| | 支線1号 | | よしのちよう 吉野町 おおあざ 大字 たんじ 丹治 | よしのちよう 吉野町 おおあざ 大字 かみいち 上市 | | 約 360m | | | 10m | | |
| | 支線2号 | | よしのちよう 吉野町 おおあざ 大字 はしや 橋屋 | おおよどちよう 大淀町 おおあざ 大字 ますくち 増口 | | 約 260m | | | 10m | | |
| | 車線数の内訳 | | | 2車線 約 9,860m | | | | | | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙 変更理由書のとおり

都市計画道路 吉野下市線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 吉野下市線（以下「当該路線」という。）は、起点を吉野町大字河原屋、終点を下市町大字新住とし、吉野町及び下市町を東西に横断する幹線街路である。

当該路線は、下市町の都市計画道路（千石橋通り線、秋野左岸線、下市阿知賀線など8路線）のうちの1路線であり、幹線道路と各集落や開発地区等を結ぶ路線として重要な機能を担っている。

昭和59年8月に都市計画決定され、最終平成15年9月に都市計画変更（車線明記のみ）が行われている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

現在決定されている都市計画道路は、下市町内の比較的平地に属する地域に計画された幹線街路であり、都市計画決定時において市街化予備地（下市町マスタープラン）であった区域内を東西に横断する計画となっていた。しかしながら、人口減少が見込まれ、さらなる市街化の可能性が小さい現状にあることから、市街地予備地から農地へ土地利用方針を変更し、農用地の有効的、一体的な活用を図るという下市町の意向を踏まえ、道路線形の改善を図るものである。

さらに、平成21年度に策定された奈良県河川整備計画で定める付近の堤防計画に沿って一部区間を堤防兼用道路とすることで土地の合理的利用が可能となるため、道路線形の改善を図るものである。

一方で、吉野川を横断する交通の分散化を図る観点から、平成16年に供用した新樺大橋と、国道169号を補完する当該路線を接続することが不可欠であるため、道路線形の改善を図るものである。

(2) 変更の内容

下市町大字阿知賀から下市町大字下市までの約2.8kmの区間について以下の変更を行う。

- ・最小幅員を8mから7.5mへ変更する。
- ・新樺大橋南詰付近他において道路線形を改善する。